

昭和二十七年政令第七十八号

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券
の一部の有効化等に関する法律施行令
内閣は、旧外貨債処理法による借換済外貨債の
証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六
年法律第二百八十九号）の規定に基き、及び同法
の規定を実施するため、この政令を制定する。

（指定日等の通知）

第一条 財務大臣は、旧外貨債処理法による借換
済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律

（以下「法」という。）第六条第一項（法第七条
第三項において準用する場合を含む。以下同
じ。）に規定する財務大臣の指定する日（以下
「指定日」という。）を指定する場合には、同項
の規定により政府に納付しなければならない者
（以下「納付義務者」という。）に対し、その指
定日前二月までに、その指定日及びその者が同
項の規定により納付すべき金額を通知しなけれ
ばならない。

（物納申請書の提出）

第二条 納付義務者は、前条の通知を受けた場合
において、その納付すべき金額の全部又は一部
を法第六条第二項（法第七条第三項において準
用する場合を含む。以下同じ。）の規定により
邦貨債（法第二条第二項に規定する邦貨債をい
う。以下同じ。）又はその利札をもつて納付し
ようとするときは、指定日前四十日までに、物
納申請書を財務大臣に提出しなければならな
い。

（物納通知書の送付）

第三条 財務大臣は、前条の規定により納付義務
者から物納申請書の提出があつた場合において、
当該物納申請書に係る邦貨債及びその利札
が法第六条第二項の規定による納付に充てるこ
とができるものであるときは、指定日前二十五
日までに、物納通知書を当該納付義務者に送付
しなければならない。

（邦貨債及びその利札の収納）

第四条 納付義務者は、前条の規定により物納通
知書の送付を受けたときは、当該物納通知書に
係る邦貨債の証券又はその利札に当該物納通知
書を添えて、指定日までに、これを当該物納通
知書において指定された財務局長に引き渡さな
ければならない。ただし、登録国債について
は、財務大臣名義に変更の登録を受け、証券に
代えて、その登録済通知書を引き渡さなければ
ならない。

2

前項の規定により引き渡された登録済通知書
に係る登録国債は、同項の変更の登録がされた
時において法第六条第二項の規定による納付が
あつたものとする。

第五条 法第七条第一項に規定する借換代行者
（以下「借換代行者」という。）は、同項の規定
により政府に譲渡しなければならない邦貨債及
びその利札（当該邦貨債が登録国債であるとき
は、これに係る利子債権）については、譲渡計
算書を、同項の規定により政府に納付しなけれ
ばならない同項各号に掲げるものの金額に相当
する金額については、納付計算書を財務大臣が
定める日までに財務大臣に提出しなければなら
ない。

（譲渡通知書及び納付通知書の送付）

第六条 財務大臣は、前条の規定により借換代行
者から譲渡計算書の提出があつたときは、譲渡
通知書を当該借換代行者に送付しなければなら
ない。

（借換代行者からの政府への譲渡）

第七条 第四条の規定は、借換代行者が前条第一
項の規定により譲渡通知書の送付を受けた場合
における当該譲渡通知書に係る邦貨債及びその
利札の譲渡について準用する。この場合におい
て、第四条第一項中「物納通知書」とあるのは
「譲渡通知書」と、「指定日」とあるのは「法第
七条第一項の規定により財務大臣が指定する
日」と、同条第二項中「法第六条第二項の規定
による納付」とあるのは「法第七条第一項の規
定による譲渡」と、同条第三項中「納付義務
者」とあるのは「借換代行者」と読み替えるも
のとする。

（借換代行者による譲渡）

第八条 第二条に規定する物納申請書、第三条に
規定する物納通知書、第五条に規定する譲渡計
算書及び納付計算書、第六条第一項に規定する
譲渡通知書、同条第二項に規定する納付通知書
並びに第四条第三項（第七条第一項及び第四項
において準用する場合を含む。）に規定する領
取証書の様式及び記載事項は、財務省令で定め
る。

附 則

この政令は、昭和二十七年四月一日から施行
する。

附 則（昭和二十七年四月二八日政令第一
二六号）抄

この政令は、日本国との平和条約の最初の効
力発生の日から施行する。

附 則（昭和五九年九月二一日政令第二
七三号）抄

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行
する。

附 則（平成一九年六月七日政令第三〇
七号）抄

この政令は、平成十三年一月六日から施
行する。

附 則（平成一九年一二月一四日政令第
三六九号）抄

この政令は、平成二十一年一月四日から施
行する。

（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十一年一月四日から施
行する。

（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十年一月四日から施
行する。

（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十一年一月四日から施
行する。

（施行期日）

行令第四条第一項ただし書及び第二項、第五条
並びに第七条第一項の規定は、なおその効力を
有する。

第一条 この政令は、民法の一部を改正する法律の施
行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
三号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
四号）抄

この政令は、不正競争防止法等の一部を
改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
五号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
六号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
七号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
八号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
九号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
十号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
十一号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
十二号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
十三号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
十四号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
十五号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
十六号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。

附 則（平成三十一年六月六日政令第一八
十七号）抄

この政令は、民法の一部を改正する法律の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）
から施行する。